

2023年6月30日現在

社会福祉法人 栄福社会 役員名簿

役職名	氏名	就任年月日	任期
理事長	掛谷 和弘	2023年6月27日	2025年6月
理事	熊谷 恵見子	2023年6月27日	2025年6月
理事	藤井 美沙緒	2023年6月27日	2025年6月
理事	渡邊 美代子	2023年6月27日	2025年6月
理事	熊谷 慎吾	2023年6月27日	2025年6月
理事	掛谷 雄一	2023年6月27日	2025年6月
監事	藤井 俊夫	2023年6月27日	2025年6月
監事	坂野 信隆	2023年6月27日	2025年6月

評議員会	氏名	就任年月日	任期
評議員	足利 義信	2020年4月1日	2026年6月
評議員	館 弘城	2020年4月1日	2026年6月
評議員	縄稚 和也	2020年4月1日	2026年6月
評議員	清水 啓太	2020年4月1日	2026年6月
評議員	高橋 由美子	2020年4月1日	2026年6月
評議員	仁科 博文	2020年4月1日	2026年6月
評議員	藤井 健太郎	2020年4月1日	2026年6月

評議員解任・ 選任委員会	氏名	就任年月日	任期
監事	藤井 俊夫	2023年6月6日	2029年6月
事務局員	藤田 香織	2023年6月6日	2029年6月
外部委員	藤間 祐淳	2023年6月6日	2025年6月

社会福祉法人栄福社会 役員等及び評議員の報酬等に関する規定

(趣旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人栄福社会の定款第8条及び第22条の規定に基づき、役員等及び評議員の報酬及び費用弁償に関し必要な事項を定めるものである。

(役員)

第2条 この規程において、役員とは、理事及び監事をいう。

(報酬等の支給)

第3条 役員等及び評議員には、報酬を支給しないこととし、法人業務を行う場合に別表1の通り費用を弁償する。ただし、交通費の実費が別表1の費用弁償額を超える場合には、旅費規程に基づき、旅費を支払うことができる。この場合、別表1の費用弁償は行わない。

(公表)

第4条 本会は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第5条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

附 則

この規程は、平成29年 6月16日から施行する。

別表1 役員等及び評議員の費用弁償額

・日額 3千円